

水田活用の 直接支払交付金と 経営所得安定 対策等の概要

01 水田活用の直接支払交付金

- 戦略作物助成……………01
- 産地交付金……………02

02 経営所得安定対策

- 畑作物の直接支払交付金
(ゲタ対策)……………03
- 米・畑作物の収入減少
影響緩和対策(ナラシ対策)……………04

03 農業保険

- 収入保険……………04
- 水稲共済……………04

HP等で説明するメニュー

コメ新市場開拓等促進事業
畑地化促進事業
畑作物産地形成促進事業



01 水田活用の直接支払交付金

戦略作物助成^{※1}

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等を販売目的で生産する販売農家、集落営農に対して交付金が直接交付されます。

対象農地 → 水田(たん水設備や用水路等を有する)

交付対象者 → 販売農家、集落営農

対象作物(基幹作のみ)	交付単価
麦、大豆、飼料作物 ^{※2}	35,000円/10a ^{※3}
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	80,000円/10aまたは収量に応じて 55,000円/10a～105,000円/10a



※1 戦略作物助成は、コメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業の交付金との重複受給はできません。

※2 子実用とうもろこしを含む。
※3 多年生牧草については、収穫のみ行う年は10,000円/10a支援。



産地交付金

埼玉県が定める水田収益力強化ビジョンに基づき、水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等を販売目的で生産する販売農家等に交付金が交付されます。

対象農地 水田(たん水設備や用水路等を有する)

1) 県独自メニュー

No.	対象作物	対象者	交付単価 ^{※1}		
			当初	配分増額により 充当する場合の 上限額	充当する 順番
1	麦、大豆	認定農業者 集落営農 認定新規就農者	5,200	5,500	②
2-1	高収益作物 (基幹作のみ・11品目 ^{※2})		5,200	5,500	⑤
2-2	高収益作物 (基幹作のみ・ 上記以外の野菜)		5,000		
3-1	飼料用米		3,800	4,300	③
3-2	米粉用米		3,000		
4-1	二毛作 (主食+戦略作物等 ^{※3})	販売農家 集落営農	3,500	4,000	④
4-2	二毛作 (戦略作物同士)		10,500	11,000	①
5	飼料作物		5,200	5,500	⑥

※1 活用実績によっては、当初交付単価より下がる場合があります。

※2 ねぎ、ブロッコリー、カリフラワー、さといも、とうもろこし、なす、えだまめ、たまねぎ、にんにく、じゃがいも、ごま

※3 戦略作物助成の対象作物(麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米)及びそば、なたね、新市場開拓用米

2) 地域の取組に応じた追加配分

No.	対象作物	対象者	交付単価
1	そば、なたねの作付 (基幹作のみ)	販売農家 集落営農	20,000円/10a
2	新市場開拓用米の作付 ^{※1} (基幹作のみ)		20,000円/10a
3	新市場開拓用米の複数年契約 (基幹作のみ)		10,000円/10a
4	地力増進作物の作付拡大 (基幹作のみ)		20,000円/10a ^{※2}

※1 コメ新市場開拓等促進事業の交付金との重複受給はできません。

※2 地域協議会毎の取組によって配分されるため、単価が20,000円/10aより下がる場合があります。
なお、配分方法については令和5年2月17日現在未定です。



畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差により不利がある畑作物を生産販売する農業者の経営安定のための交付金です。今年度から免税事業者向け単価と課税事業者向け単価に分かれます。

対象作物	麦、大豆、そば、なたね(ビール麦、黒大豆、種子用は対象外)
対象農地	畑及び水田
交付対象者	認定農業者、集落営農、認定新規就農者(いずれも規模要件なし)
交付金額	数量払 収穫量に交付単価を乗じた金額(基本は数量払)
	面積払 数量払の先払として、当年産の作付面積に応じた金額
交付単価	数量払の単価 下表を参照(令和7年産まで適用)
	面積払の単価 20,000円/10a(「そば」は13,000円/10a)

令和5～7年産の数量払交付単価

- 免税事業者向け単価が適用されるには、個人は2年前(令和3年分)、法人は2期前の各事業年度の所得に係る税務署等が受け付けた確定申告書(写)等の提出が必要です。
- 組織として確定申告していない集落営農には、課税事業者向け単価が適用されます。

小麦・大麦・はだか麦

品質区分(等級)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
小麦 パン・中華麺用品種 (円/60kg)	課税	7,860	7,360	7,210	7,150	6,700	6,200	6,050	5,990
	免税	8,270	7,770	7,620	7,560	7,110	6,610	6,460	6,400
小麦 上記以外 (円/60kg)	課税	5,560	5,060	4,910	4,850	4,400	3,900	3,750	3,690
	免税	5,970	5,470	5,320	5,260	4,810	4,310	4,160	4,100
二条大麦 (円/50kg)	課税	5,870	5,450	5,330	5,280	5,010	4,590	4,460	4,410
	免税	6,220	5,800	5,680	5,630	5,360	4,940	4,810	4,760
六条大麦 (円/50kg)	課税	5,210	4,790	4,660	4,610	4,180	3,760	3,640	3,590
	免税	5,510	5,090	4,960	4,910	4,480	4,060	3,940	3,890
はだか麦 (円/60kg)	課税	9,220	8,720	8,570	8,480	7,650	7,150	7,000	6,920
	免税	9,750	9,250	9,100	9,010	8,180	7,680	7,530	7,450

等級
被害粒の割合や粒揃いの
違いで区分

ランク(小麦)
たんぱく質の含有率等の
違いで区分

ランク(大麦・はだか麦)
白度やたんぱく質の含有
率の違いで区分

大豆

品質区分(等級)		1等又は1等相当	2等又は2等相当	3等又は3等相当
普通大豆 (円/60kg)	課税	10,360	9,670	8,990
	免税	10,770	10,080	9,400

品質区分(等級)		合格又は合格相当
特定加工用大豆 (円/60kg)	課税	8,310
	免税	8,720

特定加工用大豆
豆腐、油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

そば

品質区分(等級)		1等又は1等相当	2等又は2等相当
そば (円/45kg)	課税	17,180	15,070
	免税	18,010	15,900

等級

被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

なたね

品質区分(等級)		キザキノタネ キラリボシ ナナシキブ きらきら銀河 ベノカのしずく	その他の品種
なたね (円/60kg)	課税	7,720	6,980
	免税	8,140	7,400



米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合にその差額の9割を補てんします。補てんの財源は国の交付金と農業者の積立金で負担します。

対象作物 米、麦、大豆(ビール麦、黒大豆、種子用は対象外)

加入対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者(いずれも規模要件なし)

03 農業保険

収入保険

自然災害だけでなく、価格低下、怪我や病気などによる収入の減少が補償対象となります。

対象作物 全ての農作物

加入対象者 青色申告を行っている農業者(個人・法人)

水稻共済

自然災害などによる収穫量又は生産金額の減少を補償します。

対象作物 水稻

加入対象者 農業共済の組合員又は、10a以上の作付を行っている農業者(個人・法人)

青色申告の方は、収入保険をおすすめします。

ただし、国費の二重助成を避けるためにナラシ対策と収入保険は同時に加入できないため、どちらか一方を選ぶことになります。詳しくはお近くの農業共済組合へお問い合わせください。

埼玉県農業共済組合 **本所 048-645-2141**

中部統括支所(川越) 049-235-8711
北部統括支所(熊谷) 048-533-8030
東部統括支所(行田) 048-559-1588

東松山支所 0493-22-0655
本庄支所 0495-21-0255
宮代支所 0480-32-1015

上尾支所 048-779-6911
秩父支所 0494-22-0647
越谷支所 048-965-7251

本パンフレットの内容についての照会は、最寄りの地域農業再生協議会又は下記にお問い合わせください。(市町村・JA)

(連絡先は県協議会HPをご覧ください)

■埼玉県農林部 生産振興課主穀担当 **048-830-4036**
■JA埼玉県中央会 JA支援部農政対策担当 **048-829-3309**
■関東農政局生産部 経営所得安定対策チーム **048-740-5866**



県協議会HPはこちら



関東農政局HPはこちら